

vol.48- 1 (通算 538号)

2018年4月号

やどかり

2018年4月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円(含会費)

2018年度 やどかりの里活動方針

財政危機に向き合いつつ、やどかりの里の 経験を社会に発信しよう

50周年を視野に入れて

I. 私たちを取り巻く状況

1. 社会保障の後退に対峙する

やどかりの里は、障害分野・精神保健分野も含め、社会の動きを注視し、その背景にあること、何を意図した動きなのか考えてきた。そして、総括会議、機関紙「やどかり」、やどかり研究所の報告・交流集会や「響き合う街で」で随時取り上げ、問題意識を内外に発信してきた。

その中で、財政削減を意図した社会保障の後退が目立っていること、ことに2016年7月に発表された「我が事・丸ごと」地域共生社会に向けた動きは、昨年成立した「地域包括ケア強化法」、2018年度からの医療・介護・障害の報酬改定などで、具体化されつつある。その特徴的なものが、介護保険法、児童福祉法、障害者総合支援法の3つの法律にまたがる共生型サービスの創設である。介護保険と障害福祉サービスの実質的な統合の始まりである。高齢になるとさまざまな障害を得ることは自明で、あらゆる年代の障害のある人が、同等の支援を受けられることは重要である。しかし、今回の共生型サービスには、多くの課題がある。その1つが、介護保険の応益負

担制度と障害福祉サービスの負担制度の違いである。障害分野が運動の過程の中で得てきた利用料の軽減施策だが、介護保険制度には2割から3割負担が生じる人がいる。共生型サービスで高齢者と障害のある人が同じ場所で必要な支援を受けた場合に、そこには利用料負担の格差が生じるのである。

また、社会保障制度の後退で深刻なのは、生活保護の生活扶助の再度の切り下げである。2018年3月に出版された「生活保護と障害者」では、生活保護を受給する人たちの生活ぶりが描かれている。食事や入浴等々、切り詰められるところは極力切り詰め生活を送っているが、2018年10月以降さらに引き下げが予定されているのだ。日本国憲法25条で定められている「健康で文化的な水準」からは程遠く、「我慢、我慢」の日々を送らざるを得ない。そうした状況を変えていく意味でも、やどかりの里は、今後も生活保護基準切り下げ違憲訴訟に積極的に関わっていく。

2. 社会福祉事業の地盤沈下

人々の生活やいのちに関わる保育・介護・障害分野で共通の課題は人材の不足である。求人しても人が集まらない、報酬が不安的な